



山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月12日

山形県後期高齢者医療広域連合長

山形昭男

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年形広連条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第5章 罰則（第47条～第51条）」を「第6章 罰則（第50条～第54条）」、「第4章 雜則（第43条～第46条）」を「第5章 雜則（第46条～第49条）」に改め、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会（第43条～第45条）

第6条中「ただし、法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるときは、この限りでない。」を「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」に改め、次の2号を加える。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会(以下の節において「審議会」という。)の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

第8条第3項に次の1号を加える。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

第10条第2号中、「公益上必要があり、」の前に「実施機関が審議会の意見を聴いて、」を加える。

第5章の章名を次のように改める。

第6章 罰則

第4章の章名を次のように改める。

第5章 雜則

第51条を第54条とし、第43条から第50条までを3条ずつ繰り下げ、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会 (審議会の設置)

第43条 この条例による個人情報の保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、この広域連合に山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第44条 審議会は次に掲げる諮問に応じ調査審議する。

- (1) この条例の規定によりその権限に属することとされた事項に関する諮問
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する諮問
 - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、特に広域連合長が必要と認める事項について行う諮問
- 2 審議会は個人情報保護制度の運営等に関し、実施機関に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第45条 審議会は委員5名以内を持って組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審議会は、前条に規定する職務を行うため必要と認めるときは、実施機関の職員その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又資料の提出を求めることができる。
- 7 前条及び前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

2 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中、「

	情報公開・個人情報保護審査会委員	6,000円
--	------------------	--------

」を

「

	情報公開・個人情報保護審査会委員	6,000円
	個人情報保護制度運営審議会委員	6,000円

」に改める。